

# 豊橋市総合動植物公園長寿命化計画

総合動植物公園長寿命化計画（建築物 公園施設）

1. 豊橋市の都市公園整備状況

( 2021 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
408	383.11 ha	10.18 m <sup>2</sup>

2. 総合動植物公園長寿命化計画期間 (西暦)

[ 2022 年度～ 2031 年度 ( 10 箇年) ]

3. 豊橋市の計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
353	12	5	6	3	0	6	2	1	19	1	408

②選定理由

計画対象公園は、「都市公園法大2条に基づく都市公園」であり、設置者である豊橋市が管理する「総合公園」と設定する。

4. 総合動植物公園計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
216	115	92	23	12	43	63
管理施設	災害応急対策施設	その他	合計			
747	0	5	1,316			

②これまでの維持管理状況

豊橋市総合動植物公園においては、豊橋市の公園緑地課と別に豊橋動植物公園管理事務所が維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検の管理を行っている。教養施設である「温室」、園地内の植栽、園路等は特殊な管理があるため、公益財団法人による委託管理により日常管理を行い、統括的に管理事務所が保全管理を行っている。定期的・日常的な点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行っている。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検実施日：2020年8月～2022年3月  
 点検対象：建築物、公園施設ともに、国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り  
 前頁①対象公園施設数の施設の健全度調査を行った。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
a. 一般施設 ( 987 )	8	917	13	0	利用禁止とするまでの判定はなし
c. 土木構造物 ( 216 )	0	211	5	0	利用禁止とするまでの判定はなし
d. 建築物 ( 93 )	10	43	37	0	利用禁止とするまでの判定はなし
b. 遊具等 ( 89 )	1	17	2	0	利用禁止とするまでの判定はなし

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」から設定した「緊急度判定」に基づくことと、公園施設に関して、建設当時の処分制限期間が超過したものを優先的に更新することとした。

(施設)

	緊急度判定		
	高	中	低
a. 一般施設 ( 987 )	10	5	972
c. 土木構造物 ( 216 )	6	7	203
d. 建築物 ( 93 )	12	47	34
b. 遊具等 ( 89 )	2	16	2

7. 維持管理に関する基本方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は、豊橋総合動植物公園事務所により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

建築物は日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また、対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、若しくは更新を位置づけたうえで措置を行う。

8. 長寿命化のための基本方針

予防保全型に類型した施設

公園施設数が多く運営の中で優先度の変更も想定できるが、健全度の低いDから優先しB時点が保てるように適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。

事後保全・予防保全の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。

5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。

使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。